

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆様、おはようございます。議長より、発言の許可をいただきましたので、私、日本共産党の平野邦夫ですけれども、今から一般質問を始めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。質問を始める前に、きのうはちょうど新聞の休刊日でした、きょう、今朝皆様方も見たと思うんですけども、心躍る記事というのが各所に見られました。それで紹介するわけにはいきませんが、2020年の夏に東京オリンピック、パラリンピックがやってくるわけでありまして。引き寄せたのはアスリート、競技者たちの力強いメッセージだったと思っております。最後のプレゼンテーションでの訴え、これが力強く、心に響きました。スポーツが、夢、勇気、絆を与えてくれたと。大震災の被災者とチームが一丸となれたと。スポーツで得た貴重な体験とかが込められていました。IOC総会の決定を尊重し、スポーツを通じて国際平和と友好を促進するというオリンピック精神の実現に努めていくことが大切だと思っております。56年ぶりといいますので、私はちょうど開会式の10月10日は、文京区にある小石川植物園で芝生の上に寝転がって、五輪のマークといいますか、あれを見たことを思い出しました。7年後といいますので、ぜひ、これまでは、もう一度オリンピックの感動を得たいと、そういう思いにもかられたところでありまして。

さて今回、通告していただいておりますのは、武雄市図書館行政についてから、国保行政までということとで通告をいたしております。さっそく質問に入っていきたいと思っております。平成24年8月31日付で、武雄市はCCC、カルチュア・コンビニエンス・クラブ代表取締役増田宗昭氏との間で、武雄市図書館・歴史資料館の管理運営に関する協定書を交わし、増田宗昭氏代表取締役を指定管理者に指定いたしました。

協定書の第2条で、管理業務の項で業務の内容を、(1)では図書館・歴史資料館の利用に関する事、(2)では図書館・歴史資料館の維持管理に関する事などが取り決められております。さらに指定管理者の責務として、その第4条では、指定管理者は地方自治法、その他の関係法令、及び条例、その他の関係規程等の、並びにこの協定書に定める所に従い、審議に沿って、誠実にこれを履行し、図書館・歴史資料館が円滑に運営されるよう管理しなければならない。ということが協定書、並びにその具体化としての仕様書に明確に述べられております。

きのうも答弁ありましたように、ことし4月1日にリニューアルオープンして以来、来館者は実に、昨年と比べて358%、数字そのものは本当に驚くべき数字ですけれども。もう一つは、図書館ですから貸出冊数も、当然きのうも提起をされました。昨年に比べて185%。この358%という来館者の増。そして貸し出し冊数が1.8倍、185%。この差といいますか、これは武雄市図書館が新しくできた、改装された新しい図書館に対する興味。県内、市内はもちろん、県内あるいは県外まで含めて、多くの方々が殺到して来られている。現在もそれが進んでいるわけですけれども。この差の中に、来館者と貸出冊数のその数字の差の中に何が

えてくるのか、ということに考えを及ぼすわけでありますけども。教育長は、4月、5月、6月、7月、8月というこの5カ月間の推移の中で、この点に関する、まあ当然考えておられていることでしょうかから、答弁をまず、このことからお願いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

御答弁申し上げます。この4月からリニューアルオープンをして、5カ月以上が経過したわけですが、5カ月経って、入館者数、あるいは本の貸出冊数等につきましては、今御紹介あったとおりでございます。大変市民の皆さん、あるいは市外、県外の皆さんにもですね、新しい図書館が喜ばれているということで、私どもとしても大変うれしく思っているところでございます。これからさらに我々としても、細かい要望等がありましたら、修正を加えていき、さらにより図書館にしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

入館者、それから貸出数の差ということでございましたけれども、まず、基本的に先般のアンケート等でも多くの方が喜んでいただいているというのが、1番基本にあるのかと思います。その中で、数値的にはそういう違いがでてくるわけではありますが、市内外、遠方からの方がかなりたくさんいらっしゃるというようなことが、1番大きな原因かなというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

もう図書館というのは、ずっと引き続き論議しておりますので、改めて言う必要はないかもわかりませんが、図書館は市民の図書資料に対する要求に応じて、図書記録、図書や記録、その他必要な資料を収集し、整備し、保存を行うとともに、関連する事業を実施し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした、いわば生涯学習施設としての効率的な運営を行います。これは、仕様書の中にも、あるいは図書館の本来あるべき姿の中にも明確にうたわれているところであります。そのことを踏まえた上で、今回の数字が出てきているということでは、わかるわけですけども。

そうしますと、図書館全体の広さからいいますと、3,600平米。約ですね。そのうち図書館が占めているのは、1,140平米。これ従来ですよ、今じゃなくて。蘭学館が252平米。企画展示室162平米。メディアホールが143平米。これは図書館の概要の中に数字が示されて

おりますけどね。

そうしますと、指定管理者との間で交わされた協定書、仕様書に基づいて、この営業スペース、CCCが行うスターバックスとの契約、あるいは書店、雑誌、あるいはCDレンタルコーナー。この745平米が、いわば営業スペースとして確保されているわけですが、このことに関する取り決め等についてはどうですか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

行政財産の使用につきましては、地方自治法に規定がございます。238条のように、行政財産の管理、処分につきまして規定されておりまして、これを受けまして、武雄市では、武雄市の公有財産規則というのを設けておりますので、この中で行政財産を使用する場合につきましては、使用許可を申請をしていただくということにしておりますので、これに基づきまして申請をしていただいております。武雄市としてはこれに許可をしているという状況でございます。本年の4月リニューアルオープンをいたしました、この4月1日からですね、許可をしているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

当然、行政財産を貸し出すわけですから、規定に基づいて、条例に基づいてやられていることは間違いないと。しかし、この場所を必要だとする、この場所はどうか考えると、市の考え方、図書館を運営していく上で。あるいはスターバックスがこの場所をスターバックスとして契約したい。これはTSUTAYAとの間での契約でしょうけども。いわば全体の3,630平米の中で、この場所はなんとしても図書館として、この場所をなんとか従来の子ども読み聞かせのスペースとして確保したい。そういう指定する側の図書館に対する思い、図書館をつくるまでの経過の中でいろんな意見を集約をして、あの建物が建ったわけですね。このあとに指定管理者と契約を結ぶ際に、条例上のことは今説明あるし、これまでもそういう規定に基づいてやってこられたんですから。しかし、どの場所を営業スペースとして、していくのかどうかというのは、図書館のある意味での使命に関する問題ですね。

だから、きのう質問の中にもありましたけれども、「入って行ってびっくりした」という感想を述べられております。何がびっくりしたかと。エントランスの部分というのは全部あれでしょ、TSUTAYAさんが経営する雑誌の販売であり、書籍の販売コーナーですよ。図書館はずっと奥のほうに入っている。いろいろ感想を述べられてますけども、そういう驚きというのも多数、武雄市図書館に行ってきましたという人たちの感想が寄せられております。そういう意味での話し合いというのはなかったんですか、というのが質問の本位であり

ますけれども、そういう点ではどうですか。当然、話合われた結果だろうとは思いますが、

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いちゃもんに聞こえるのは私だけでしょうか。83%の、3カ月後のアンケートで83%の皆さんたちが評価をするというカテゴリーになっております。その中で、私どもは、昨年5月4日の、CCCの社長と私の会見以降、教育委員会とそのCCCとプロジェクトチームをつくって、いろんな、さまざまな話をしてきました。CCC側から真っ先に私に対しての指摘がありましたのは、なんでこんな事務室が広いんだということ。なんで館長室があんなに立派なんだということ。これは、市民の皆さんたちのスペースではないのかということがあって。もともと、これ御存じでない方もいらっしゃるんですけども、あの事務室というのは、100平米あったんですよ。100平米、事務室にですよ。それを今回見直しをして、しかも書庫、倉庫についても、非常に不効率、非効率な部分があったということで、全体市民の皆様方に、図書館法の概念からしても広く御提供するというので、稼働面積だけで40%、実は増やしています。40%。客席も倍とはいきませんが、それ近く増やしています。そういった意味で、私どもは——それともう一つすいません、言い忘れました。子どもたちのスペースについては、もちろんその密閉型から、今度は半開放型にさせていただきましたけれども、これについても1.4倍の広さにしています。そういった中で、私どもは、極力、その事務の効率化を目指しながら、広く市民の皆様方に提供するというのをしています。

その中で、ちょっと教育長からも答えが来てなかったんですが、図書館の貸し出しと利用者の差があるということについては、もともと私どもは、図書館の貸し出しは2倍ということ想定していました。それはちょっと、若干割ってるということに関しては、今、どんどんこれが減るということじゃありませんので、年内に2倍近くになればいいなというように思っております。いずれにいたしましても、私どもは、CCCと教育委員会、そして指定管理者の指定、並びに予算を提出する件から私も入りまして、さまざま議論をして、市民の皆様たち、利用者の皆さんたちにとって、何がベターなんだ、ベストなんだという観点から、5月4日以降、議論に議論を重ね、今の状況にしました。もとより問題、課題があるということは否定はしません。否定はしませんので、そこはどんどん修正をしていって、より市民の皆様方に、利用者の皆様方に親しまれる図書館にしていきたいと思います、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私、いちゃもんをつけるような質問にしているわけではないですので、質問の根拠があるんです。というのは……

〔市長「いちゃもんに根拠があるんですか」〕

指定管理者である増田宗昭氏の、2013年、昨日も紹介がありましたけども、ことし7月6日の京都での講演。このテーマは、「企画という生き方」。この講演内容の中で、武雄の図書館問題に触れてあるんですね。グロービスジャーピーの経営情報誌、これ外資系の会社らしいですけども、ここに詳細に書かれている。この講演の中で、私自身これは無視できないと思ったところがありましたので、質問を続けているわけですけども。

増田氏の指定管理者である、市長が認めた増田指定管理者がどう発言したか、講演したか。「図書館の話にも少し触れておこう」と。カンブリア宮殿出演がきっかけで武雄市長と出会ったと、そういう経過を述べながら、武雄に進出した経緯が詳しく述べられております。この中で、今までは行政のほうが、あちこちから毎日見学にいらして、うちでもやってくれと、あるいは運営してくれと、行列を作っている状態だと。「僕らがやるとコストが下がるというものもある」。このあとなんですけども、「実際には本のレンタル屋だ。要するに、図書館なんてものはない。名前は図書館だが、本のレンタル屋だ」と。この発言を私は無視できないんですよ。そうなんです。市長とそこが違うことですよね。教育長、市長、このことをね、市長が随契で増田氏に指定管理者として指名されましたよね。

〔市長「議会が議決したやんか。議会が議決したろうもん」〕

静かにしてくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○25番（平野邦夫君）〔続〕

そういった意味で、質問をしているわけです。まあ指定管理者を委託された期間というのは、5年間ですね。したがって、市長が今言いましたように、1億1,000万円、年間の指定管理料。5年間で5億5,000万円。この税金を投入して、図書館の運営、管理を任せただけですね。任せられた本人が図書館なんてもんじゃないと。これは京都であろうと東京であろうと、どこであろうとね、指定管理者としてはまじめさに欠けている。（発言する者あり）静かにさせてくださいよ。私には「ため息つくな」なんて言いながらね、笑うとはなんということですか。失礼ですよ。そして一方で（発言する者あり）CCCと……

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○25番（平野邦夫君）〔続〕

TSUTAYAとの間で契約をして、コーヒーショップを含めて、TSUTAYAはTSUTAYAで営業スペースを確保して契約をしている。年間620万円、賃貸料を払う。本来

ならば、1,200万というところですよ。市長がなんで、どういうことを必要と考えて、1,200万円を620万円にしたのかと。これは前回聞きましたから。いわばそういう、全国のある図書館の中で、指定管理者というのは1割を越えたところでしょうか。全国で今図書館建設のブームが、ブームと言っちゃおかしいですけども、うちも図書館ほしいなというところがある。生涯学習施設として高齢化が進んで行けば、なおさらなことですよ。そういう際に、両面から武雄市図書館が注目されている。両方からね。そういうことで質問しているわけですけども。

5年間という期間の中で、どれだけ投入したか、その結果、詳細はわかりませんよ。報道によっては、3億円をCCCが投入したという報道もありますので。これは本当に余計なことですよ。また市長、そんな余計なことを考えんでいいというふうに言うだろうと思うんですけども。

〔市長「言ってますよ」〕

5年間で3億円といいますとね、年間6,000万ですよ。それに620万の賃貸料を払う。6,620万。これ採算取れるのかなという、44万人が来てるというわけですから、すべてが本を買ったり、雑誌を買ったり、コーヒーを飲んだりということではないかもしれませんが。その数字に裏打ちされているのかなと思わざるを得ませんけども、しかし、こういう部分を改修したい、このところはこう改修したいという話しは随分してきたと。5年間ですからね、指定期間というのは。そうしたときに、この指定期間を、前は3年でしたけども、法律の改正で5年になった。この指定管理期間というのは、市長自身どういうふうにご考慮されますか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これ私の意志というよりも、この指定管理者をCCCに選定をした、あるいは指定管理者の期間を5年間にしたというのは、これ議会の総意なんで、ちょっと今さら私に聞かれてもね。僕は責任逃れとかしませんよ。しません。自分のことを棚に上げたりもしませんよ。です。ので、そういったことは、私はちょっといかなものかと。これについて私の思いは、すでに再三議案提出の際、あるいは、一般質問等でも何度も何度も答えておりますが、御希望でありますので、申し上げたいと思っておりますけれども。

まず、指定管理者の5年間につきましては、通常ですね、指定管理者というのは、私は指定管理者の制度の創設に、総務省時代にかかわった経緯があります。これについては、地方自治体が決めるということになっておりまして、ただ一般的にいうと、3年間ということ。3年から5年というのが、だいたい多いパターンであります。その中で、私どもは、3年という、あまりにもちょっと不安定じゃないかということからして、CCCとの協議の上、

5年間という案をつくりまして、これを議会で御審議賜りまして、決定を下されたというふうに承知をしております。したがって繰り返しになりますけど、この5年間というのは、議会の意志決定の総意だというように認識をしております。

そして改修の話でございますけれども、基本的にCCCというのは、どう表現していいのかわかりませんが、非常に大きな企業であります。ですので、私は少なくとも、改修ということについてはほとんど聞いておりません。もともと、全然けたの違うビジネスを今世界中で展開されていますので。

それよりも、増田社長が直接私におっしゃったのは、去年の1月の終わりに伺った際にも、その後にも、要するに図書館というのが本来機能してないじゃないかということ。全国3,300あって、図書館に来られる方々というのはごく市民の一部ではないかということ。これを私たちが行政と組ませてもらうことによって、今まで本のすばらしさに、その図書館がリーチできてない層に、私たちは届くようにぜひ、組んでお手伝いをしたいんだということをおっしゃいましたので、それは行政だけじゃなかなか無理ですので、そこはCCCの得意な企画力と組み合わせて届くことを私どもも考えています。

そういった意味で、これもし撤退をするということになった場合には、CCCの企業イメージというのは、これだけ——これ海外でも報道されているんですよ。ですので、これは、著しく、そのイメージというか企業ブランドを棄損することになります。

したがって、まず2つの理由。すなわち全体の、行政でいうと財政規模ですよ、財政規模、会社の規模と、もう一つは自分たちの社のブランドイメージからして、撤退するということは、まあまずあり得ないということを思っておりますし、いまだにそういう話は聞いておりません。予想以上に、市民の皆さんたちに来られて、御好評をいただいているということで、さらに図書館の件に関しては、頑張っていきたいということは、CCCの皆さんたちは異口同音におっしゃっておられます。

その上で、もともと1億2,000万円、直営でもかかってたんですよ。1億2,000万。いきなり1億1,000万がぼんって出てきたわけじゃないんですよ。そこが、質問がちょっと面白いと思うんですけど。1億2,000万かかっていて、費用対効果を考えた場合に、少なくとも今の市民の皆さんたちが、全員が全員とは言いませんけど、非常に評価をしているということは、それは平野議員さんも、たぶんそこは率直に思われていると思うんですよ。ですので、そういった中で、それが1億2,000万が1億1,000万に下がって、その中で今収益を上げられると。

しかも、これは前も言いましたけれども、なんで2分の1なんだと。要するに賃貸ですね。賃貸して2分の1。これは今、文化会館に榊琳さんが入っているじゃないですか。これも入っていただくということで、2分の1減免にしているんですよ。2分の1減免に。条例に基づいて2分の1減免にしていますので。これをこれよりもね、上げる、あるいは下げるとい

うことになる、法のもとの平等からは大きくはずれることとなりますので、それは前例にならって、2分の1減免にしたところであります。

最後にしますけれども、今もともと直営でやってたときの雇用形態が、たしか16かな、17か。十数名だったのが、今全体のスタッフが、40後半から50まできてるんですよ。そういった意味からして、この収益があって、そこの雇用の一部を吸収しているということからしてもね、それを全部が全部、CCC本店に収益として上がっているわけじゃないんですよ。それでCCCとしても、もちろんビジネスというのがあります。その一方で、市民奉仕ということは、図書館がいうところの市民奉仕ということを十分にされているということ、ぜひ御理解いただければありがたいと思いますし、いずれにしても、いろんな問題、課題は確かにあります。ありますので、それは謙虚に、率直に市民の皆さんのためにね、修正をしていこうというように、重ねて申し上げたいと思います。

いずれにしても、問題意識は一緒だと思うんですよ。ですので、前向きに、これは図書館はこうすべきだということ、御指摘を賜ればありがたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

一般的にいう図書館というのが、民主主義の砦だと、こう言われております。公立図書館の役割、公共性の配慮。こういう観点から、指定管理者といえども、その施設の運営、あるいは施設の改修という基準をもっておくべきだなと私は考えてるところです。自ら考えて、判断し、行動する。この市民の存在が、いわば民主主義社会を支えていくんですね。これは、一人ひとりの市民が成長していく上で必要不可欠な施設としての図書館がある。これは社会教育法にもきちんと明記されているところであります。したがって、求められた資料や情報を提供するなどの働きを通じて、国民の知る権利、これを守る。さまざまな意見や考えに触れ、主体的な人間に成長することを援助する。ですから、公立図書館の必要性や役割、これを広く歴史的にも認められてきている。

公立図書館の担うべき公共性ちゅう問題ですけれども、すべての住民、特に社会的に弱い立場の住民。基本的人権や知る権利を守る。これ当然のことですけれども。こうしたときに、図書館の果たす役割は高齢者、子どもたち、障がい者、低所得者などの、いわゆる社会的弱者にどうサービスを提供していくのかと。これは基本のところですよね。さっき市長も言われたところです。

そういうふうに見ていきますと、図書館に通われている人たちの感想等の中に、通路が狭いという指摘があります。一部の書架が高いと。子どもの手が届かない。ここで、今までの図書館で、例に出して言いましたけれども、130センチ、書架の高さをですね。大人だったら、140センチぐらいでもいいでしょう。子どもの児童図書が、脚立を持ってこなければ届かな

い。取れない。これは、先ほど言いました社会教育法にもちゃんと明記されているような、そういう身体的不自由な人たちへの配慮と言えるのかと。これは謙虚に受けとめて、正すべきは正す。「枝葉末節」と呼ぶ者あり）前の議長が、そういうやじは飛ばしませんよ。「枝葉末節」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）ですから、そこはですね、やっぱり真摯に受けとめる。決して書架の高さとか、書架の高さについては、枝葉末節ではありませんよ。利用者本意にやられているかどうかという問題なんです。ですから、枝葉末節なんてやじが飛びましたけど、考え方は正してほしいなど、そう思います。

いわば、そういう利用者が、来館者が増えてきている。この人たちへのサービスと多様性が求められますね。その中でも特に、社会教育法で言われてるような、社会的弱者と言われるような、そういう人たちに十分配慮をしていく。このことが大事だろうというふうに思います。

もう一つは、Tポイントの問題ですけども。これはもう、前回も言いましたように、一貫して私言ってきてますけど、いわば、図書館の基本的なあり方の問題に関わる問題ですから、引き続き言うわけですけども。Tポイントカードと図書館カードの併用。これは、いわばCCCの側からしますとね、TSUTAYAからしますと、営業支援となっていくますね。本を借りるたびに1点。自動貸出機を通れば3点。子どもについては1日1回に限る。そういうTポイント制度を導入して、これを指定管理者がやることを、武雄市は認めているわけですね。それは、いわば、何と申しますか、CCCの営業を通じて、それが販売促進につながる。図書館内だけじゃないですね、これは。武雄市の中にある、カードが利用できる店舗もありますね。そういうふうな場所にしていいのかと。これは、基本的な問題ですけども、一貫して言ってきているところでもあります。

それから、サービスの継続性という問題ですけども。先ほど、指定管理者として新しくリニューアルオープンしたことで、40数名と言われましたけども。その中で、図書館の運営、継続性を進めていく上で、あるいはサービスを充実させていく上で、図書司書の役割というのは極めて重要です。そしてまた、図書司書の役割のうち継続性が求められる。その地域の記憶遺産、あるいは貴重な資料を集める。それを保存する。整理をする。そして市民に提供していく。武雄市の歴史に誇りを持てるような、そういう貴重な資料の発掘も、当然、他の分野の人たちと一緒に進めていく。そういった意味で、40名近い人たちが働いていると言われましたけども、この中で、図書司書というのは、すべて免許を持っている方ではないですね。図書司書の人、コンシェルジュの人、いろいろおられると思います。図書司書に関しては何名おられるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと、質問かどうかよくわからないところがありましたけれども、非常にこう、事実誤認をされておられるところがありますので、ちょっと私のほうから、一部ちょっとお答えをした上で、司書の件についても申し述べたいと思います。

まず、書架が高くて本が取れないという状況の件に、これは確かに、おっしゃるとおりなんです。しかし、じゃあ前はどうだったかということを考えてみたときに、実は、開架、すなわち、子どもが手に取れる本。これ、図書館用語で開架といいます。開く、加えるに木って書いて、開架と言います。この逆の言葉を閉架と言います。閉じる、閉める、架ということで、閉架と言います。これ、図書館の言葉です。

そのときに、開架の図書っていうのは、全体の図書の半分ってないんですよ。半分ってない、ね。しかし、今はもう、9割5分から9割8分ぐらい開架している。まあ、貴重な本は出してませんが、今までどおり、というふうになってるんですね。そういったときに、もともと子どもたちは、今は見れるということがあるんですよ。見れるっていうのは、高いけれども。しかし前は、どういった本かすらわかんないって。しかもそれは、検索——まあ、前の検索も全然だめですけども、検索の機能もだめで、かつ、司書に聞いてもものすごく時間がかかる。私、試してみたことあるんですよ。自分の図書がなかったんで、土曜日ですよ、土曜日したら、出てくるのに17、18分かかるんですよ。17、18分。それよりもね、子どもたちが——いや、これが、全部がベストだとは言いませんけれども、低ければ低いほどいいっていうのは、それは当たり前なんです。今の設備の上で、本があそこにこうあったと。司書、あるいはコンシェルジュの皆さん、CCCの皆さんに言えば、取れるわけですよ。僕はその光景は、何度も見えています。何度も見えます。ですので、絶対的にこれがいいっていうのは、今のところ不可能なんで、じゃあどっちがいいんだろうかという観点から、御質問をしていただければありがたいと思うんですね。

Tポイントの件についても、これは選択制にしました。Tポイント付きのね、図書カードがいいのか。それとも、そうじゃない今までの従来の図書館カードが良いのかと選択をして、95%の方々が、もうTポイントをやっぱ選んでいるんですね、カードを。ですので、そして、今まで3カ月間、なんか——あ、4カ月か。問題があったかといったら、1つも問題が出ていません。平野議員さんも、「個人情報流出はどうなんだ」という御指摘もいただきましたけど、流出は1個もありませんし、今まで、CCCがね、そういったカード運用をしているということは、寡聞にして私は知りません。

それと、司書の話なんですけど。これもね、もともとの司書のあり方も、ちゃんとね、言わないとやっぱだめですよ。もともと、はっきり言って不安定雇用ですよ、司書さんって。ものすごい給料安いですし、私が市長に就任する前は、もう本当に短い期間で、それを本当にこう、ぐるぐるぐるぐる回してたんですね。それを私が一定の所得を上げて、しかも伸ばしてきたと。しかしこれは市民の皆さんたちの税金なんですよ。それと、なおかつ、司書が

どういう仕事をされてきたかという、図書の貸し出し係ですよ。貸し出し係。

だから、十全に司書が——継続性とおっしゃいますけど、継続性もなければ、司書の専門性も高めるね、こともできてなかったんですよ。できてないですよ。ですので、我々は今度、司書の免許を持つ方、持たない方について、全体として市民サービスを上げるという観点から、私どもは、セルフポストリングシステム、すなわち自動貸出機等を導入することによって、極力、司書等の皆さんたちが、館内を回ることによって、あるいは相談にお答えすることによって、図書館の機能を高めるということに大きく舵を切りました。そういった意味で、じゃあこれが、じゃあ十全な状態かといったら、それはまだまだです。正直言って私も、ブックコンシェルジュとか司書さんに聞きますけれども、そこまでの数字にまだ達してません。まだ正直言って、政治とか行政は、私のほうがはるかに上です。ですので、少なくとも、私レベルぐらいになるにはね、あとね、やっぱ2年ぐらいかかります。かかる。それは、温かくね、市民の皆さんたちが育てるということで、ぜひね、御理解をしていただければありがたいと思っております。

最後になりますけれども、御指摘そのものをいただくというのは感謝しております。それで、いただいたことについて、我々は前向きに修正をしていきたいと思っておりますので、それはお誓いしたいと、このように思っております。司書の細かい数字については、部長からお答えをいたさせます。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

現在、図書館の中には56名の職員がおります。そのうちですね、司書の免許を持った方は14名ということになっております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

継続性から言いますとね、司書の比重が多くなっただのは事実です。私も以前、臨時職員だとか、そういった問題で、司書の契約雇用期間というのが3年だと。これ、直接訴えられました。3年といますとね、私の大学にも図書館コースというのがあって、全国で図書館司書として頑張ってきたわけですけども。1年目は現場について全体を習う。2年目に経験を積んでいく。3年経って、ようやく市民の皆さん方に、図書司書としてのレファレンスの事業を展開していける。ところが3年経つと、もう雇用期間は切れまして。これは、せっかく雇った司書の人たちのこれからだというときに、もう辞めなきゃいけない。これは市民サービスから見ても大きなマイナスですよ。

これは、県内、図書館、各地調べてみますとね、司書に関しては、伊万里は制限ないです

よね、雇用期間の制限というのは。だから、それはそれで、指定管理者になった段階で、司書が14名に増えている。この人たちの継続性・専門性を発揮できるようなね、そういう人的な確保ができていう点では、以前と比べて前進面はあるなというのを、率直に感じれると思っております。

次に、そういった意味では、あくまでも指定管理者といえども、市民の財産ですからね。そこをいかに、みんなが誇れるような図書館に、やっぱり全力を上げていく必要があるなど。

先ほど、増田指定管理者が京都で講演されたという内容は、機会があれば、正すべき点などというふうに。いくら、会場の笑いを誘うようなことではないです、これは。我々から見ますとね。そこはそこで、ぜひ正していく必要があるというふうに考えているところです。

次に、F B良品について質問を移していきたいと思えます。農林商工からこのパンフレットをいただきました。このパンフレットの中には、F B良品武雄と。これは、F B良品、今から使わないと、しばらくは使うけどもと言われましたけども。ここで市長のあいさつが出ております。「F B良品は従来にない新概念。自治体運営型通信販売サービスです」と。「各地の自治体が核となり」ということで、これが配られて、現在、加盟店40店舗近い人たちがここに加盟している。

この武雄の特産品だとか、物が宣伝をされて、付加価値的に武雄市は宣伝されていく。商売をやっておる人たちの売り上げが伸びる。これに異論を挟むものではないです。大いにやっていただきたいと。ですから、このF B良品に加盟する商店の基準といえますか。これは、市が独自に準備してますよね。

1つは、公序良俗に反しない商品であること。これは当然といえば当然です。2つ目には、地元でできる農産物であれ、いろんな材料。これ、地元の材料を使う。これは2つ目の選定基準になってますね。3つ目には、その商品を通じて、武雄市を大いに宣伝される。この3つをクリアするという、もうこれは武雄市が行うというふうに説明を聞いてますけども。こういう形で、今40店舗をもう超えたんですかね。このF B良品武雄に加盟されている。自治体が核になってって言いますけども、きのうの答弁では、15自治体に増えたというのをきのう答弁をされておりました。そこで、自治体初と。これは全国的には、これは確か初めてでしょうね。自治体が運営するというわけですから。自治体運営型通信販売というわけですから。その中で、細かい点聞いておきますけども。この商店の売上、これが全国にどの程度展開されていくのか。インターネットでやられるわけですから、どこからでも購入できるというシステムですね。この売り上げの5%を、提供した人は出さなきゃならない。この5%の、売り上げの5%をどこに支払うかという、これはS I I I Sに支払うというシステムになってますね。その商店の売り上げ、軽く、まあ、インターネットでやるわけですから、どれだけ売れたかとか、売り上げ額がいくらかというのは、S I I I Sの側も十分把握できるシステムですね。

そういうことで聞きますけども。S I I I Sに、この武雄市との間で契約を結んでますね。委託契約を。そのS I I I Sとの委託契約というのは、予算書には出てこない。一昨年、昨年というふうにですね。これは、武雄市物産まつり実行委員会の中の、F B商品販売促進費だとか。中にはフェイスブック関係の費用だとか。これ、137万でしたか。だから、議会で審議する上では、物産まつりの細かいところまで見ていかないと、F B良品っちゅう言葉は出てこない。S I I I Sというものも出てこない。

そこで質問ですけども。こう武雄市がこのS I I I Sとの委託契約を結ぶ。一昨年の11月からですね。そしてこの、いくら払っているのかですね。それが第一点。もう一つは、この14自治体、15自治体といいますけども。15自治体も、じゃあ俺たちもやろうと。当然そこで議会で論議になって、いいことじゃないかという同意を得られて、参加してくるんでしょうけども。自治体初の通信販売に、うちの自治体も参加しようとしたときに、もちろんその開発経費、システム開発経費等々ありますね。ある市は、S I I I Sとの間での委託契約で189万円。いくつかの市、調べてみましたら、S I I I Sと委託契約、189万円ですね。そしてもう一つは、このシステムに参加するのに、入会料、入会金っちゅうんですか、200万円。これは返ってきませんね。そして1年間の運営費。それに180万円ですか。もうこれは、契約では2年間継続してかなきゃならないっちゅうことで、2年間は動きませんね。そこから辞めるとか、辞めんとかっていう話ありますけども。

そういった意味で、売り上げの5%を商店の人たちが、商売やっている人たちがS I I I Sに払う。そして、自治体を核としてっていう、この核になる自治体を増やしていこうということを、きのう市長もね、答弁されておりました。15自治体と。この15自治体がまた、S I I I Sと委託契約で189万円払う。そしてその連合体に、入会金200万円。そして、年間180万円。これ、武雄市はいったいこのS I I I Sに対して、どれだけの額をこの間払われているのかですね、まずそこから答弁いただきましょうか。

○議長（杉原豊喜君）

溝上営業部長

○溝上営業部長〔登壇〕

武雄市が、株式会社S I I I Sに委託料として、今、お支払いしている分ですけれども。月額で言いますと、4万5,590円。1年間で、54万7,080円ということになっています。これは他の自治体と違って、ページの作成は武雄自前で行っておりますので、武雄は月々4万5,590円ということになっています。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは契約書が、私の手元にもありますけども。54万7,000円というのは、24年度でし

よ。部長が答弁したのはね。これまでいくら払ったのかということを行っているわけですよ。ですから、その契約書を見ますとね、確かに、武雄市F B良品運営等業務委託契約書。この中に、委託料は第8条で54万7,000円というふうに書かれております。こういった委託料、委託契約をする、その仕様書で何をするかという、業務の分担。こういったことは、議会では論議できていないような気がするんですよ。本会議ではもちろん、質疑——私質問する気はありませんでしたので。これを、武雄市物産まつり実行委員会に、武雄市が800万、900万という補助金を出して、その中のものですよ。しかし、武雄市運用業務委託料ですから、これ、予算書表に出てこなきゃいかんじゃないですか。

〔市長「そんなことないですよ」〕

ならそう答弁すりゃいいじゃないですか。

そしてもう一つはですね、これは業務委託契約ですね。これは、冠が長いんですけどね、Face Bookページ及びF & B良品ページ構築に係る業務に関する包括的業務委託企業連合協定書。えらい長い名前の協定書が結ばれているわけですけどね。この当企業連合は、F & Bホールディングス企業連合とする。この企業連合というのは3団体。武雄市、当企業連合の構成員、第5条で明記されていますね。武雄市、株式会社アラタナ、そして株式会社S I I I S。この3団体の構成で、この連合協定書というのが結ばれております。そうしますと、S I I I Sに5%だとか、入会金だとか、年間経費だとか、そういうお金が全部集まるようなシステムになってる。このS I I I Sは、もちろん株式会社ですから、社員を雇い、事務所を福岡に構えて、経費がかかることは当然ですね。もちろん株式会社ですから、年間、年間、決算をしていかなきゃならない。株式会社ですから、決算をし、その中に、監査する役割を持った人が、監事がおりますよね。それは株式会社の法律、いろいろ決まっとるでしょ。その3団体の、武雄市、アラタナ、S I I I Sという3団体の、ここでいう契約書、業務協定書。これは合議制でやっていくんだと、話し合いでやっていくんだと。しかし、このS I I I Sの運営に関して、監査的な役割を持つのはどこですか。

それともう一つ、時間との関係で、もう一つ聞いておきます。この協定書の中の第13条。受託途中における構成員の脱退に関する措置。これも13条で明確にうたわれてますね。これは構成員を、発注者及び構成員全員が承認しなければならない。全員一致制だと。当企業連合が本業務を完成するまでは脱退することができない。

これ、もう一つ問題にしたいのは、質問したいのは、第14条。受託途中における構成員の破産、または解散に対する措置。この14条にはどううたわれているかというと、構成員のうちいずれかが、受託途中において、破産または解散した場合は、残された構成員が共同連帯して、当該構成員の分担業務を行うものとし、発注者の指示に従い本業務を完成するものとする。第14条ですね。ずっと最後に、16条までありますけれども。

特にこの13条と14条に関して、破産、もしくは脱退、解散したときに、武雄市という大

きな責任ある団体も入ってるわけですよ。この企業連合の中にはね。そして、S I I I S、アラタナという、3つの構成団体。この責任の所在というのは、極めて武雄市、大きいわけですけども、そういう意味では連帯保障、連帯という言葉も使われてますよね、共同連帯してという。破産というのは、そうめつたになるもんじゃないですけど、あり得る話、リスクとして当然考えとかにやならない。するとそこは、武雄市はどういうふうな責任の所在があるのかなど。これは質問の通告の内容でもありましたので、答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

（モニター使用）きのうも、石丸議員さんに、もう相当程度お答えしてますので、ちょっと重複になって、ちょっと申し訳ないんですけども、ちょっとモニターをお願いします。

今の状況がどうなっているかということ。これ、かなりダブっている部分が、F B良品のときとダブっている部分がありますので、これでお答えしたいと思うんですけども。もともとは、全国ジャパンサティスファクションギャランティード運営協議会、S G運営協議会が、これ加盟団体で、武雄市の場合は物産まつり実行委員会が加盟をしていて、この中で事業計画の決定、サービスの仕様、サービス提供事業者の選定を行うと。その合意に基づいて、この下の赤い線のところになります。この中でS I I I S、サティスファクションギャランティード、武雄市というのが、それぞれの権限を持って、その権限の範囲内で責任を持つという構成になってます。すなわち、株式会社S I I I Sはページ作成、運營業務。これは、F B良品のときと同じでございます。それで、今般新たに、サティスファクションギャランティードジャパンがブランディング、販売促進という形で入っていると。武雄市は、今、自治体がどんどん増えていますので、そこの自治体が増えてきて、かつ、そのケアをするような支援業務を行っております。そういった中で、企業連合があります。

この中で、コンソーシアムですので、代表構成員を決めなきゃいけないということですので、代表構成員はS I I I Sが行っていると。しかし、繰り返し言いますけれども、それぞれの権限の中で、それぞれの責任を保つという役割分担になっています。そして、契約は加盟団体ごとに、個別に契約しているという状況になっていて、この範囲で、じゃあ、法との観点に照らし合わせると、きのう申し上げましたけれども、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律、これ昭和21年の法律で、古い法律でございますけれども、この中の第3条に、政府または地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができないって書いてあるんですね。その中で、解釈としては、ここで述べられている保証というのは、金融機関が、資金を企業が調達するとき、その企業の信用について、資金を調達しやすいように、自治体が保証を与える。これ、信用保証というふうに、法概念で捉えられております。これは、前の顧問弁護士の八谷先生も、今、みどり法律事務所に変更ま

したけれども、みどり法律事務所も全く同じ見解ですので、先ほど、議員から御指摘を賜りました、13条、14条等については、そういう観念のもと入れて、これが一般的なものとして入れているわけです。その中で、本件について、もともと、こういう問題は生じなかったということでございます。

S I I I S、あるいはアラタナさんが、もしね、例えば——これちょっと言うと、語弊があるかもしれませんが、何らかのトラブルを起こしたと。トラブルを起こして、それが、債務が私どもに降りかかってきたという事実は一切ございませんし、先ほど我々が言ったのは、その権能の中でやっていきましょうということで、それは自己責任の中でやろうということですので、もとより、そこには壁があったんですよ、壁が。だから、この連帯責任というのは、これは一般的な書き方なんです、この商取引の中では。13条、14条等においてはね、一般的な書き方で、これについて、連帯責任を今まで負ってきたというのはございません。私どもはそういう考え方でやってきたということは、ぜひ申し添えたいと思えますし、今度9月2日の新協定書の中では、連帯保証というような——ちょっとこれ、わかりにくいとか、そういう誤解があるんじゃないかという御指摘は、いろんなどころから承っておりましたので、そういった疑念を与えないためにも、真摯にその条文というのは削除しております。ですので、本当に御指摘はありがたいと思っております。ですので、今度9月2日の連合協定書の中には、先ほどあったような条文というのは入れておりませんし、入れなくても、十分今までどおりにやっていけるものだと。

じゃあ何で変えたんだということについては2点ございます。1つは、構成員が、サティスファクションギャランティードが入ってきたと。これ、9月4日にサービスを開始しますので、その前に改正をしておかないといけないだろうということ。それともう一つは、先ほど、御指摘が各方面からございましたので、そういった誤解を招かないように、襟を正してこういった契約書にしましょうという観点から改正をした次第でございます。今まで以上に信頼をしていただくようにね、私どもとしては努力をしていきたいと、このように考えております。

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

9月2日に新しい協定を結んだと。そんなのね、9月2日はちょうど質問取りの日やったんですけどね。1時間ぐらい、どういう質問をされますかということで、別に職員の方を責めるわけじゃないですよ。1時間ぐらい話をした中に、この協定書。その題名が長い、簡単に言うと包括的業務委託企業連合協定書という、この13条、14条が盛り込まれたこの協定書ですね。これはもう過去の契約書になっていたわけですよ。……

〔市長「いやそれないですよ」〕

9月2日に新しい協定書を結んだ。13条、14条を削除したということがあればね、それは、そんなことはあまり文句言いませんよ。ただ、この協定書が私の事務所に送られてきた

のは、2日の午後10時30分。よく頑張っておられるなど、遅くまで本当に大変だなという思いはしました。私はちょっとその間、資料を準備したり、こうね、いろいろやりましたので、その日のうちに送ってこられた。

そんなら私これ、質問をね、それこそ2日から一般質問で10日くらいあったわけですから、こういう新しい協定書に変わりましたという一言くらいはね、あっていいのではないのかなど。ですから古い協定書、9月2日以前のね……

〔市長「きのう言いましたよ」〕

古い協定書で……

〔市長「そいけんきのう言うたたい」〕

質問やっているわけですよ。市長が言われた各方面からの指摘があって、特に13条、14条については削除したと、新しい協定書を結んだと。これ聞いたか。さっきの新しい構成員の中に、アラタナさんというのは消えていますよね。S I I I Sが代表構成員。そして武雄市。そしてサティスファクション……

〔市長「ギャランティード」〕

ギャランティードというのが新しく入ってきたと。アラタナさんは消えたわけですね。そこら辺はやっぱり、質問する側の我々の情報というのは少ないわけですから、皆さん方執行部でどんどん資料を集めて、準備万端されているわけですからね、そのこと一言だけ言っておきたいと思います。

〔市長「きのう言うたやん、そいけん。私の口から」〕

F B良品については、次に、時間の関係でちょっと順位を変えたいと思うんですよ。すみません、議長、了解していただきたいと思います。順序を変えたというのはですね、前回、6月議会で時間切れで質問できなかった部分。これを、あと30分しかありませんので、先にもってきてやっていきたいと思います。そこで、国保行政を次にお尋ねしていきたいと思います。

これはことしの5月22日に開催された、全国市議会議長会の定期総会に出席する機会を与えられた。そんな定期総会で出された、提案された議案の中に、第16条として、国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げを求める要望書という議案がありました。その全文を読み上げるわけにはいきませんが、国民健康保険は、昭和33年、1958年の国民健康保険法の施行によって、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する憲法25条を医療の面で具体化し、国民皆保険を実施するものとして制度化されたものだと。

そして一方、国庫負担率。これは老人保険制度の導入に伴い、昭和59年に法律が改悪されて国庫負担率が引き下げられたんですね。全国でこれをきっかけに、国保会計が安定的な会計っちゅうのが大きく崩されてきている。赤字を抱える自治体が増えてきている。こういう現状を踏まえた上で、その結果、収納入の低下を招くという保険税負担の限界に近い状況に

ある。だから武雄市も昨年9月に5万4,300円、平均しますとね、国保税値上げに踏み切ったわけでしょ。このような状況に鑑みて、議案書がいつているのは、国においては国民健康保険を社会保障として存続させ、被保険者が安心して必要な医療を受けられるようにするために、国庫負担率の引き上げを強く要望する。これがことしの全国市議会議長会の中で出された議案の一つでありました。

そこでお伺いしますけども、この議案書に指摘されている国庫負担率の引き上げという要望は、先ほど言いました、1984年の改悪の結果ですよ。何が改悪されて国庫負担率が引き下げられたかと。結局、医療費の45%を定率国庫負担にしていたわけですけども、これを給付費の50%に引き下げる。ですから、給付費、3割の個人負担ありますからね。7割に対してちゅうことですよ。35%になるじゃないですか。従来45%だった国庫補助。負担率45%。これを35%に引き下げる。これは全国の国保会計を大きく苦しめた元凶ですよ。武雄の場合は、昨年9月、5万円値上げされたと言われましたけども、6月1日の調定、そして15日までには納税通知書が全部に配られますよね。おそらく窓口への問い合わせがこれたくさん来ていると思うんです。そこで問い合わせられた件数、概算しか出ませんでしょうけども。

それともう一つは、所得階層別。国保会計そのものを支えているっていても、財政的には脆弱ですよ。構成から見ますとね。そういうことを踏まえて、どれだけの人たちが問い合わせがあったのか。直接で来たり、電話であつたりというふうにしたでしょうから、その中身と件数と全部合わせて、所得階層別、200万円というのがモデルですから、武雄の場合は、4人家族で年所得200万円、子ども2人というのをモデルとして、5万4,300円という値上げになったわけですから、そこは答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

答弁に入ります前に、議員、だいぶ誤解があられるようなので、ここから私のほうからちよつと申し上げたいと思うんですけれども、質問取りのときに、9月2日が質問取りだったら、SGの新しいね、協定書をいただければよかったのにとおっしゃんですけども、私ども事務方は、要するに言われたことに対して、それをきちんと出す。

きょう当該職員が出張でおりませんので、あとで確認はさせていただきますけれども、おそらくFB良品の協定書が欲しいということと言われたので、それを何も足さず何も引かず、真摯にその文書をおそらくファックスで送ったというように認識をしております。

でも私は、それはだめだと思うんです。だめだなっていうのは、9月2日は実際変わっておりますので、そこはちゃんと言わないといけない。こういった重要な案件について、唯一公定力を発揮できる場所というのは議会の場です。かつ、それを文言として公定力を持たせることができるのは統括代表権を有する私のみであります。したがって、これだけ重要な

案件については、石丸議員さんの御質問の中でF B良品あるいはS Gの質問が出てきましたので、私の口から9月2日にこういうふうにし直しましたということについて申し述べましたので、決して私どもが職務怠慢をやっているわけではございません。私どもとしては、こういう重要な案件については議会の場で、議会の皆様方、市民の皆様方に言うのが筋だということをおもっております。

その証拠に、きのう私が申し上げたのちに、名前を出して恐縮なんですけれども、吉川議員が今度一般質問を控えられておりますけれども、「変わったとね」ということで、「もう1回レクばしてくれんや」ということでお越しになりました。これが、僕は議員の議会活動だと思うんです。しからば、質問をされる平野議員さんはお見えになりませんでした。ですので、もしね、私があそこまでいっているということであれば、やっぱり、変わったとねと、そいぎそいばくんしゃいと、いただきたいと。それで、もう1回議論ばしましよっっていうのが、私は本来の議員活動だと。時間はありますので、それが私は議員活動だということを思っています。もとより、かなり全国的にも注目をされていることであります。弁護士とも、何度も何度も、相談をいたしております。そういった中で私どもは慎重に取り扱っているということと、もう一つはそれでもちゃんとやらなきゃいけないということに関しては、ちゃんとやっているということをぜひ申し上げたいと思います。先ほどの答弁については部長から答弁をいただきます。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

国民健康保険の納税通知を発送したあとにですね、いろんな問い合わせ等につきましては、8月末まででございますけれども、約200件程度でございます。中身につきましては、毎年のことですけれども、中身の金額等の問い合わせが非常に多かったというふうに思っています。あと、所得階層別のですね、割合ということですが、200万以下の世帯ということで計算しますと、全体で83.5%ということになっております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほどの国民皆保険の脆弱性といいますか、それは今の答弁にもありましたように、年所得200万円以下と。月15万として180万ですからね。月16、17、18万の人たちが圧倒的83%も占めている。そこにその国保会計の脆弱性、財政の脆弱性は見えているわけですが。そうであるからこそ、国の補助金を元の45%に戻せということを強く、全国市議会議長会でも社会保障の柱の1つだということを強く要望した内容だろうと思います。

国民健康保険法の第44条、これには低所得者の窓口負担の減免制度をつくるよう定めて

いる。これは私の認識不足かも知れませんが、武雄市はこの44条に基づいて条例を定めたという記憶はないんですけども。全国的には若干増えているかも知れませんが、国が示しているのは45%、まだ減免制度を持っていないのが45%というふうに国が述べているわけですけども、これが正しいかどうか、私の認識に間違いはないかどうか含めて出していきたい。

そこで、結局、悪循環なんですよ。今、雇用環境がよくなっているかちゅうと、必ずしもそうっていない。きのう、私のところに集金に見えた人も夕方から夜にかけて集金をしている。子育て中の若い奥さんでしたけども、昼間は別なところでパートで働いている。ダブルワークされている方ですよ。その人も国民健康保険に入っておられる。そういう今、雇用関係がよくなっているかちゅうと、決してよくなっていない状況がまだ続いています。さらに円安によって日常生活に必要なものが値上げになっていますよね。私もこたえるんですけども、ガソリン代が160円ですか、1リットルあたり。そういうことから見ましてもね、本当になんちゅうか、国保税というのは命と健康にかかわる問題ですからね、国の補助を増やす。そして元に戻す。県の財政支援を強く要求している。そして一般会計からも当然必要な額は投入する。

そういった意味では、昨年9月の補正予算の中で福祉基金を取り崩しましたよね。取り崩して、6億5,000万あった福祉基金を取り崩して、一般会計に譲り受けて、これを国保会計に移したと。5,000万でしたか。そしたらじゃあ、福祉基金減ったかちゅうと、この繰越金をね、福祉基金に戻したので、今7億5,000万に増えているでしょ。そういった意味では、福祉基金が今ある7億5,000万。一般会計に取り崩した段階で6億5,000万だったんですけども、繰越金をそっちに入れましたからね。こういったものを活用しつつ、国保税の値上げを抑えて、それで安定した、安心して払える、そういうことを主に検討していきたい、研究していきたい。

そうしませんと、9月議会、決算が始まるわけですけども、単年度の滞納者っていうのがずっと増えてきてるでしょ。累積で見ると2億8,000万円ですか、昨年の決算で見ますとね。そこら辺の国保会計を単に一本化するから、それは大丈夫だということだけでは済まされない問題がありますので、そこで先ほども言いましたように、国民健康保険法の44条に定められている、その減免制度、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

国民健康保険制度の中にあります、窓口での減免制度については考えておりません。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

考えてないというのは、条例化されてないということですよね。当然、資料いただきましたけども、実績を見ますとね、いわば平成 25 年 6 月 1 日現在でしようけども、生活困窮者、収監を含むと書いてありますけども、平成 23 年度 12 件、平成 24 年度 10 件。これは生活困窮者ですから、生活保護を申請をして開始になった人ってのは、減免どころか、生活保護受給者には国保税かかりませんからね。この部分が圧倒的で、いわば減免という実績はほとんどないのと一緒でしょう。

それともう一つ、保険との関係でいいますとね、介護保険。介護保険もこれも広域圏ですよ。杵藤地区、広域圏でやっているわけですけども。第 5 期といいますので 24 年から 26 年の介護保険のべんり帳。この介護保険料の中にも減免制度がありますね。これと比べてみました。そこでぜひ今後検討というか、どうすべきなのか、どうしたらいいのかという、被保険者の立場に立った検討ちゅうのをやってほしいんですけども。

この介護保険料の減免の中に、災害等における減免という項目がありましてね。国保もそうですねよ。さっき部長答弁しませんでしたけども、震災だとか風水害、火災。これらに類する災害に遭ったときに、住宅家財、その他財産が著しい損害を受けたという場合は減免という制度がありますね。国保にも当然ありますよね。

違うのは、介護保険に関していいますと、事業または業務の休廃止、お店を畳まざるを得なくなったと、企業における著しい損失があったと、失業等により職をなくしたと、失業等により収入が著しく減少したとき、これは介護保険の減免として検討しますよと。実績も出していただきましたけども。介護保険にある減免制度と国保とはこんな違うんですよ。ですから、そこを十分、今後の検討課題として、もちろん国保に 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減がある、低所得者対策としましてね。これは私も知っております。同時に介護保険についても、低所得者減免については新たに所得階層別ごとに、例えば本人の収入額が年間 84 万以下の場合、ここを保険料段階が 3、4 段階に引き下げられるとかね。そういう保険料、収入に応じた各段階がありますよ。国保の 7 割、5 割、2 割軽減と同じようなね。そういった意味では、介護保険と比べたときにどうなのかですね、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

保険料の減免ということでございますけれども、基本的には介護保険の減免と国民健康保険の減免、変わりません。一つ変わっている部分はですね、介護保険のほうの減免がですね、この事業計画の中に書いてありますけれども、保険料の決め方がですね、現在 10 段階ということで多段階になっているわけですけども、その中で一定の配慮をしていますという書き方ですけども、しかし、第 1、第 2 段階および第 3、4 段階の収入基準の幅が広いので、

実態としては生活保護該当の収入基準の方が存在しているということで、基準を決めているときにですね、常に自分たちで少しおかしんじゃないかという判断をされているということです。そういうために、特に収入が低いと思われる方の保険料はさらに軽減するということを書いてあるわけですね、介護保険のほうはですね。しかし、国民保険のほうは、先ほど議員が言われましたように、制度的に7割軽減とか、5割、2割軽減を設けているというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは減免ではなくて軽減制度でしょ。私があえて言っているのは減免ですよ。これはすべての税金そうでしょうけども、去年の所得収入によって、そしてかかりますよね、徴税されますよね。ことしは病気で仕事ができなかった。あるいは職をなくした。あるいは事業所の都合によって解雇された。すると、去年の収入よりがくっと落ちるわけですよ、中には0になる人もおる。しかし課税は去年の収入所得によってかけられてくるわけですから、そこをどうすべきかちゅう問題ですよ。

ですから、基本的に変わらないと部長言いますが、災害等による減免においては、そら変わらなれど。問題は国保においても、失業等により収入が著しく減少したとき、これは国保の中には入ってないんでしょ。失業ありますか。あるんなら、私の認識不足ですか。あるなら読み上げてください。ここに災害、火災による減免はなしと資料に書いてありますからね。私の認識間違いでしょうね。ちょっとそこ、私の認識が間違っているのであれば、国保の中にも失業ちゅう言葉が入ってるならば、あるいは病気により収入が著しく減ったということが書いてあるのであれば、それは大いに結構なことですから、低所得者にとってはね。それは部長はそこんこ答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

減免の実績の中でですね、災害とか火災による減免はなかったということで、資料を差し上げているというふうに思います。それと国民健康保険税条例の施行規則の第2条の第3号にですね、病気、死亡または身体障がい者1級、もしくは2級に該当することにより収入が著しく減少したとき、第4号で事業の廃止もしくは休止、または6カ月以上の失業により収入が著しく減少したとき、そういう項目がございますので、減免の中身については介護保険と変わらないというふうに思っています。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

いずれにしても、このことへの周知徹底ちゅうのはね、これは介護保険についてはこういう介護保険べんり帳ちゅうのが出てます。国保についても失業に問題がある、病気によって著しく収入が減ったという際には、申請をすれば減免できるということでもありますので、それはそれで、低所得者あるいは不慮の災害、あるいは不慮の事業主都合で職を奪われたというような人にとってはいいわけですから。

これは1回過去、ある工務店が倒産したときにですね、70数名失業されたんですよ。そのときに一緒をお願いをして、減免制度を適用してもらったと、国保に関してですね、という経緯を今思い出しました。そういう点では介護保険とは変わらないということですので、そのことを確認をしておきたいと思います。(発言する者あり)次に生活保護の行政について質問を移していきたいと思います。

国のほうでは、これ6月議会でもかなり詳しく出しましたので、ダブることはしませんけれども、要は参議院で廃案になったと。しかし、今8月からですね、生活保護基準そのものが引き下げられて、それで8月の支給から影響が広まってきてますね。そこで基準の見直しに伴って、他の制度における経過措置、円滑な実施にかかる留意事項。こういう厚生労働省社会・援護局保護課長の名前で各都道府県指定都市・中核都市、どういう通知がされているかちゅうと、8月に生活保護基準1類、2類生活扶助ですね。この基準の引き下げはやったけども、そのことによって他の制度に影響を与えてはいけませんよと。

わかりやすく言えば、これは6月議会で就学援助問題であれこれありましたけども、例えば就学援助制度。これは基準を引き下げることによって、もろに影響を受けますね。しかし、これは7月17日付けで、この通知が各都道府県にいつていると。社会・援護局保護課長の名前でね。基準は引き下げるけども、それによって他の制度に影響を与えないように留意をなささいという通知がいつてますので、就学援助制度については従来どおり国庫補助の対象として予算を組みますよという内容であります。それは他の制度についても影響が広がらないよとということなんですね。

そこで通告していましたが、生活保護の基準、1類、2類が引き下げられたことによって、この3年間の間に、最高10%引き下げるちゅうんですよ。全国的に調べてみますと、この10%、今年度は何%ちゅうことでしょうかけども、今もう1,000名近い人たち、もう今の時点で、1,000名越えているかもわかりませんが、都道府県知事相手に審査請求を起しているんですよ。生活できないという切迫感といいますか、3年間ずっと引き下げられていくわけですから。そういう意味では、審査請求も1,000件を超えたという思うんですけども、武雄の場合にはその例がないでしょ。

そこで一番問題になっているのは、処分庁。例でいえば武雄市福祉事務所ですよ。生活保護の結果下すのはね。不服申し立て審査請求は県知事相手ですよ。ですから、処分ち

ゆうのは悪い言葉やけども、厚労省の言葉で言えばね、処分庁を経由して、そして県知事相手への審査請求もできるんだと。きょうは全国で、市町村で受け付けないちゅうところがね、出てきてましたので、あえて厚労省もこのことは、その福祉事務所でちゃんと受け付けなさいという通知もできました。そのことについては武雄市もそうでしょうね。それもそうと確認をしておきたいと。

もう一つは、3年かけてこれが引き下げられていくわけですけども、武雄で引き下げ額の一番大きかった人。これ一般的には都市部の影響が大きいと言われてますね。そして家族数の多いところほど影響額が大きいというふうに言われております。新聞でもそう報道されております。そうしますと、武雄で一番影響が大きかった例、1つだけでも結構ですので答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

生活保護の生活費等の改定に伴いまして、変動が最も大きかった世帯ということでございますけれども、母子家庭で子どもが4人さんいらっしゃいますが、7月に比較して8月のほうが6,280円減額というふうになっております。……

〔25番「うちも受け付けるんではよ。申請書類あった場合は」〕

現在のところそういう申請はあっておりませんが、もし申請が合った場合は決まりどおりに受け付けたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

今言われましたけども、5人世帯母子家庭。中学生が2人、小学生が2人。いろんなたくさんな事例がありますけども、そこで6,280円、7月よりも8月減らされたと。年間に直しますとね、7万4,000円ですか、大きいわけですからね。一番お金がかかる年齢ですよ、中学生、小学生ちゅうのはね。だから生活扶助の特に1類の中で、14歳、15歳、12歳、13歳ちゅうのが我々の世代よりも高いでしょ、基準額はね、高いですよ。成長過程にありますからね。ですからそこを、生活扶助もそこに額を増やすという、そういう仕組みになっていますよね。そこが毎月6,280円、これから引き下げられる。

先ほど言いましたように、円安によって日常用品どんどん高くなっていますよ。電気製品はね、安くなっているかもしれん。毎日の生活に必要な買い物をするために頭が痛い。安いところを探し回る。そういう子育て世代のところに直撃している。ここは、本当は大きな問題ですよ。ですから、ほかの生活保護法の中には、基準の見直しと就労の援助。そして扶養関係、扶養義務をさらに強化していく。そこら辺は現実に実施されてるところもありますけど

も、しかしそういう中で、これからまた改めて衆議院から審査を受け、会議を始めていくつちゆうときに、基準だけは先に引き下げる。とんでもない今の政府のやり方ですね。ですから審査請求も増えていく。当然、国民の権利だというふうに思います。

そしたら、あと5分しかないということですが、いずれにしても、この25条にいられている、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利。これが世の国民の生存権として、憲法にうたわれてますね。それに基づいて、生活保護法、福祉六法といわれる老人福祉法にしる、障害児福祉法にしる、福祉六法の中にその精神が貫かれていると思うんですけども、実際そうですよね。しかしこれを、険悪化していこうとしている。

今の政府の、消費税は来年4月から、5%から8%にする。今でさえ、日常用品が値上げになっているときに、消費税を5%から8%に値上げをする。ここでさらに追い打ちをかける。本当に影響額が大きいと思いますよ。そして1年後には、さらにこれを10%にする。5%消費税を上げることによって、国は13.5兆円、増収になるわけですよ。法人税はそのまま、数の取り決めにかかるものもね、20%を10%にしたまま。

ですから、大企業が持っている261兆円の内部留保を引き下げなさいという要求と、もう一つは、富裕層にそれ相応の税金を払ってもらおうということなどはそっちのけ。一番取りやすい消費税をね、5%から8%にする。これに対する怒りがさらに広がってきているというふうに思います。

そういった意味では、生存権が脅かされる状態にあるわけですから、一番市民と接触されている福祉の方が、こういう制度、減免制度にしるですね、こういう制度がありますよと。そういう立場からやっていただきたいということについて、お願いをしていきたいと思えます。

最後に、教育行政について。あと3分ですか。これあの、きのうからずっと論議になっている武雄市ICT教育推進協議会。二次諮問に対する中間答申ということで、武雄市ICT教育推進協議会から、中間答申が出されております。

例えばこれも、佐賀県もそうですけども、武雄市も学力向上対策。学力向上対策の一環なのかどうか。あるいは、学力向上対策というのが強く叫ばれているわけでもありますけども、武雄市で考えられている学力向上対策、もちろん基礎学力をしっかりと、義務教育の段階で身につけていただく。この基礎的な部分をしっかりと鍛えた上で――鍛えるということもおかしいですけども、学んでいただいた上に、専門性を発揮できるような、そういう教育体系、これは崩されてはいないと思うんですけども。知育偏重になってやせんかという気もするんですよ、一方です。

ですから、全国一斉学力テスト。これは各市町村教育委員会が手を挙げたところとってまんですけども、今年度からは、全市町村の教育委員会に、これに参加してもらおうというふうに変ったというふうに聞いてますけども、それが事実かどうか。

もう一つは、公表の問題です。結果の公表についても、昨年度は、教育委員会の判断にゆだねる。これを公表しますとね、それは公表される側からしますとね、もちろん教育に対する情熱は変わらないにしても、そこに当然目がいってしまう。ますます競争教育が激しくなってくるんじゃないかということが危惧される場所ですね。ですから、そこはですね、今後どういう対応されていくのかというのが1つ。

時間がありませんので、もう一つ。教育答申の中で（発言する者あり）気になっているところはですね、タブレット端末機を全生徒に持たせる。障がいを持っている子どもに対してね、どういう配慮をすべきかということが、1つの答申の中の柱になっております。そこをどういうふうに配慮されているのか、最後にお伺いをしておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

たくさん項目がありましたので、ちょっと、落とした場合はまた御指摘ください。昨日もお話いたしましたように、決して知育偏重を行っているつもりはございません。知・徳・体のより高い調和というのを、しつこく校長先生方にも話しているところでございます。

それから、悉皆調査になっているという全国学力調査についてでありますけれども、これについても、個人の状況、それから学校の状況、そして市としての状況、県の状況というのがつかめるわけであります。したがって、校長が学校での状況を把握した上で、そして保護者の方とできるだけ一緒に取り組めるように、昨年度の公表以降、タウンミーティングをしたり、保護者の方対象の講演会を開いたり、対応をしてくれているところでございます。また……（発言する者あり）公表につきましてもですね……

○議長（杉原豊喜君）

答弁を簡潔に。（発言する者あり）もう済ましてください。答弁は簡潔に。

○浦郷教育長〔続〕

12月の段階で、半年前の段階で、67%以上のサインを得て、公表に対応してきたところでございます。そういうことで……（「終了です」と呼ぶ者あり）学力調査等につきましても、対応しているという状況でございます。

〔25番「答弁時間、1分残して終わったわけですがけれども、以上で一般質問を終わります」〕

〔市長「1分ないですよ。嘘ばっか言わんでくださいよ。ルール守ってくださいよ」〕

〔「そいは前決まり事でしょうとやけん」と呼ぶ者あり〕（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

着席を。以上で、25番平野議員の質問を終了させていただきます。ここで、議事の都合上、10分程度休憩をいたします。